

年 月 日

十和田市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名

令和8年度「とわだの農業力」サポート事業補助金に係る誓約書

令和8年度「とわだの農業力」サポート事業の実施に当たり、令和8年度「とわだの農業力」サポート事業補助金交付要綱、十和田市補助金等の交付に関する規則及び下記の事項を遵守いたします。なお、下記の事項に違反した場合は補助金を速やかに返還することを誓約します。

記

遵守事項

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反しないこと。
- (2) 交付を受けた補助金を他の用途に使用しないこと。
- (3) 報告等を怠り、若しくは調査を拒まないこと又は指示に従うこと。
- (4) 補助金により取得した財産を、耐用年数の期間内に、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けること（補助金を市に返還した場合又は耐用年数を経過した場合を除く。）。
- (5) 目標達成状況を事業実施年度の翌年度から起算して3年間、毎年11月末日までに令和8年度「とわだの農業力」サポート事業状況報告書（様式第12号）により報告すること。

※ 上記の事項に違反した場合で市長が補助金の交付を不相当と認めた場合は、補助金の交付の決定を取消しし、補助金の返還を命ずるものとする。